

改正後			改正前		
第1～第7 略 別表2 1～8 略			第1～第7 略 別表2 1～8 略		
9 固定式刺網			9 固定式刺網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア 一重網	略	略	ア 一重網	略	略
イ 三重網	略	略	イ 三重網	略	略
ウ 磯昼刺網	制限措置	船舶の総トン数	制限措置	船舶の総トン数	定めなし
		推進機の馬力数		推進機の馬力数	定めなし
		操業区域		操業区域	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、鳥取市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度00分(真方位)の線及び最大高潮時海岸線から1,500メートルの線によって囲まれた区域。 <u>【赤碕地先】</u> <u>東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位、以下同じ。)の線と西伯郡大山町田中1882番地と956番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間の鳥取県沖合</u>
		漁業時期		漁業時期	3月1日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者		<u>【浜村地先】</u> 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者
	条件	(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2)午後7時から翌日午前4時までの間は操業してはならない。		条件	(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2)午後7時から翌日午前4時までの間は操業してはならない。

		(3)人為的に光、音等を利用して威嚇してはならない。 (4)もず(くじめ、あいなめの仲間)、べら(きゅうせんの仲間)、こういか以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (5)操業中、綱の両端に水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識を掲示しなければならない。			(3)人為的に光、音等を利用して威嚇してはならない。 (4)もず(くじめ、あいなめの仲間)、べら(きゅうせんの仲間)、こういか以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (5)操業中、綱の両端に水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識を掲示しなければならない。
	その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書		その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
10～17 略			10～17 略		

附 則

この改正は、令和3年6月〇日から適用する。